

○財務省告示第二百二十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年七月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四号第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 行 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

ニ

非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 II 加 場

億 額 面 金 額 で 一 兆 八 千 五 百 四 十 八
 う ち 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
 定 に 基 づ き 行 した 利 付 国 債 に
 つ い て は 十 万 円 以 上 の 額 を 財 政 運 営 に
 七 億 八 千 四 十 万 円 以 上 の 額 を 財 政 運 営 に
 必 要 な 財 源 の 特 例 に 関 する た め の
 公 債 の 発 行 の 規 定 に 基 づ き 発 行
 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行
 行 した 利 付 国 債 に つ い て は 一 兆 四 百 億 円
 面 金 額 で 一 兆 四 百 億 円 以 上 の 額
 十 万 円 以 上 の 額 を 財 政 運 営 に
 十 五 万 円 以 上 の 額 を 財 政 運 営 に
 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基
 づ き 発 行 した 利 付 国 債 に つ い て
 は 一 兆 四 百 億 円 以 上 の 額 を 財 政 運 営 に
 億 八 千 百 三 十 五 万 円 以 上 の 額
 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 した
 利 付 国 債 に つ い て は 一 兆 四 百 億 円
 で 四 億 五 千 二 百 万 円 以 上 の 額
 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 した
 利 付 国 債 に つ い て は 一 兆 四 百 億 円
 で 四 千 四 百 三 十 九 億 円 以 上 の 額

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 した
 利 付 国 債 に つ い て は 一 兆 四 百 億 円
 で 二 千 六 百 八 十 九 億 円 以 上 の 額

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
九 か 通
年 ら 知
七 通 受
月 知 け
六 受 た
日 け 者